

登 録 内 規

宇治市バレーボール協会会則第3条にもとづき、加盟チーム登録内規を次のとおり定める。

第1条 登録しようとするチームは、本会所定の書式に必要事項を記載し申請するものとする。

第2条 社会人の部、家庭婦人の部、ソフトバレーボールの部、小学生の部及び中学生の部における登録構成員の資格は次の各号を満たしていること。

第1項 社会人の部

- (1) 宇治市内に居住もしくは勤務（在学をふくむ）していること。
- (2) 但し、当分の間、市内在住、在勤者でなくても本協会が承認したチームの構成員にも資格を与える。
- (3) 1人1チームの登録を原則とするが、当分の間、2チームまでの登録を認める。但し、家庭婦人の部、ソフトバレーボールの部との重複は妨げない。

第2項 家庭婦人の部

- (1) チーム登録期間は年度始目の日、4月1日～翌年の3月31日とする。
- (2) 新規加盟チームの登録は随時できる。
- (3) 構成員は宇治市に在住する家庭婦人（既婚歴）であること。但し、令和3年4月1日以降は35歳以上の未婚者も可とする。
- (4) 同一小学校または中学校において編成されたチームで、常に練習を共にしていること。
- (5) 登録代表者はチームに詳しい責任者であって家庭婦人であること。原則として、1年間は変更できない。
- (6) 登録チームの変更後、1ヶ月以上経過しなければ、試合にはでられない。
- (7) チーム構成員は9名以上、監督・副監督・マネージャーは女性に限り登録が必要（選手兼任は可）※校区外の監督・副監督・マネージャーでもよいが、選手兼任はできない。
- (8) 登録されたチームは、当協会主催及び主管の大会・事業に参加することができる。

第3項 ソフトバレーボールの部

- (1) 宇治市内に居住もしくは勤務（在学をふくむ）していること。
- (2) 但し、当分の間、市内在住、在勤者でなくても本協会が承認したチームの構成員にも資格を与える。
- (3) 1人1チームの登録を原則とする。但し、社会人の部、家庭婦人の部との重複は妨げない。

第4項 小学生の部

- 1.宇治市内の小学校に在学する小学生で構成されたチームであることを原則とする。但し、当分の間は宇治市内に在学する小学生でなくても本協会が承認したチームの構成員にも資格を与える。
- 2.市内当該小学校区にチームが存在しない場合は他校区チームの構成員となることができる。登録は一人1チームとする。
- 3.登録可能な選手は、京都府内在住者とする。

第5項 中学生の部

中学校体育連盟に有効に登録されていること。

- 第3条 社会人及び家庭婦人におけるチーム移籍者の新チームでの試合出場資格は、新チームからの登録申請（協会受理日）後、30日を経過しなければ資格を有しない。また、年度途中の新規登録者についても、上記に準ずる。
- 第4条 チーム構成員が退団したときは、直ちに登録抹消届を提出しなければならない。当該構成員の登録抹消は協会受理日とする。
- 第5条 前所属チームより登録抹消届が提出されていない場合は、移籍者の新チームからの登録申請は認められない。
- 第6条 登録及び大会エントリーに虚偽または、過誤の申請のあったとき、スポーツマンシップに反する行為および、本協会の運営に極めて非協力的な行為があったと本協会が認めたときは、登録チームおよび、チーム構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは一定の期間大会出場を停止することがある。